

★固定資産税の特例が延長されました！「先端設備等導入計画」

～機械や設備を導入する予定ができれば、漏れなくチェック！～

◆はじめに ～先端設備等導入計画とは？～

生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画。認定を受けた場合は、税制支援などの支援措置を受けることができます。

◆固定資産税特例の新制度の概要

償却資産に係る固定資産税について、生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした2年間の特例措置が創設されました。

◆対象者：先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等

※認定経営革新等支援機関のサポートが必要です。

◆取得時期：令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に延長されました！

◆適用要件：年平均の投資利益率が5%以上の投資計画に記載された(NEW)

設備に限定されます。 ※認定経営革新等支援機関の確認が必要です。

□対象設備：機械装置(160万円以上/10年以内)

□測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)

□器具備品(30万円以上/6年以内)

□建物附属設備(※2)(60万円以上/14年以内)

※家屋と一体となって効用を果たすものを除きます。

<旧制度からの変更点>

構築物(120万円以上)及び、事業用家屋(一定のもの)は対象外です。



◆減免割合：原則 3年間 1/2

一定の賃上げ要件を満たす場合、4年間又は5年間 2/3

◆固定資産税特例措置を受けるにはどうしたらいい？

1. 対象かどうかまず確認を！

条件を満たしているかどうかまずは当事務所まで確認ください。

2. 先端設備等導入計画の認定を受ける！

固定資産税の特例を受けるためには**必ず設備取得をする前に、先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。**既に取得した設備を対象とする計画は認定されません。

【主要要件】

計画期間：3年間、4年間又は5年間

労働生産性：事業計画で基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること

【必要書類】

□先端設備等導入に係る認定申請書

□認定支援機関確認書



3. 自治体によって違うので注意！

市区町村によって、認定の対象になっていない業種もあつたり対象となる設備も異なる場合があります。また固定資産税の軽減ができる割合や申請時の必要書類(添付書類)も市区町村で異なりますのでご確認ください。

<申請までの流れ>

経営革新等支援機関と先端設備等導入計画を作成



市区町村へ計画書を提出（詳細は各自自治体のホームページなどでご確認ください）

機械や設備を導入する予定ができれば、まずはリタネット事業協同組合 事務局までお気軽にお問い合わせ下さい！経営革新等支援機関と連携して、固定資産税の特例措置の条件をチェックいたします！

(次頁)電子帳簿保存法・インボイス制度セミナー

電子帳簿保存法 インボイス制度

2023年度税制改正大綱のポイント！

How to

👉電帳法とインボイスはセットで考える

参加
無料

- ・税制改正大綱から対応のポイント
- ・10月にはインボイス制度がスタート
- ・業務で対応する必要なポイントは？
- ・何をしたらよいのか、どこからやったらよいのか

税制改正大綱では、登録期限の緩和や、1万円未満のインボイスの扱いが発表されています。改正内容を反映した内容をお伝えします。

オンライン開催

- 2023年3月15日(水) 16:00 - 17:00 定員50名
- 2023年3月29日(水) 16:00 - 17:00 定員50名

スピーカー 株式会社CWM総合経営研究所 DX推進室 佐藤 弘志

お申込みは、FAX：048-779-8892
メールinfo@cwm-ict.com(※下記項目をご記入ください)

QRコードはこちら

参加日	3/15	/	3/29		
御社名			TEL	-	-
フリガナ お名前	-----		FAX	-	-
メールアドレス	@				



株式会社CWM総合経営研究所

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16シーナ大宮ノーンスウイング4階

TEL：048-779-8891 FAX：048-779-8892 Mail：info@cwm-ict.com